

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2021.3 No.355

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・ 4月から変わること、
 変わらないこと
- ・ 在宅勤務推進に係る取り組み
- ・ 事業再構築補助金

[今月のトピックス]

- ・ 今月のお役立ちホームページ
- ・ 一時支援金のお知らせ

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp
(編集担当 藤本)

・ 4月から変わること、変わらないこと

税法の側面から

季節の巡りは早いもので、新年度のスタートが目前となりました。

税法もこの新年度を迎えるタイミングで制度が変わります（一部例外はありますが）。そこで、今回は主だった改正内容を整理してみたいと思います。

法人課税

1. 所得拡大税制の見直し

雇用者に対する給与の額の増加に伴う税額控除の規定ですが、本年4月1日以降に開始される事業年度においては制度が存続するのかどうか未定でしたが適用期間が2年間延長され、令和5年3月31日までに開始する事業年度において適用できることとなりました。そのうえで今までは継続して雇用してきた従業員への給与のみが対象でしたが、新制度では継続要件が外され、単純に雇用従業員への給与総額をベースに計算される形に改められました。これにより適用可能性が拡大することが予想されます。

2. 中小企業者投資促進税制の見直し

この規定は1.と同様2年間の延長で令和5年3月31日までに開始する事業年度において適用できるもの、延長されずにこの3月をもって廃止されるものが混在しており注意が必要です。

まず廃止されるものですが、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と呼ばれた特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度がこの3月で廃止されます。しかし、わざわざこれらの業種を分ける必要性が乏しいことからの整備で、あまり影響はないものと思われます。

一般的に利用頻度の高かった一定金額以上の特定の資産導入時の特別償却・特別税額控除や生産力向上設備や収益力強化設備の導入時の100%償却や特別税額控除の規定はそのまま適用期間が2年間延長されています。積極的に活用していただければと思います。

3. 法人税率について

中小企業者に対して所得金額 800 万円までに適用されている軽減税率(15%)についても適用期間が2年間延長され、令和5年3月31日までに開始する事業年度において適用されます。

個人課税

1. 住宅ローン税制について

消費税率が10%になったことに伴い、引き上げ後令和2年12月までに入居が完了している方に対し控除期間が従来の最大10年から13年に延長されていましたが、この入居の要件が令和4年12月31日まで期限が延長されました。ただし、契約に関する要件は今までと変わらず、新築の場合ですと本年9月30日までに、建売や中古物件の場合なら本年11月30日までに契約が完了していることが条件となります。ともに期日は12月31日ではありませんので注意が必要です。

さらに、面積要件が従来の50㎡以上から40㎡以上へと緩和されています。

2. 直系尊属からの贈与に係る非課税制度の見直し

住宅取得にかかるもの、教育資金、結婚子育て資金など従来非課税とされてきたものがこの3月で見直しがかかることになっていましたが、これらすべて令和5年3月31日まで2年間延長されることとなりました。また、住宅取得にかかる贈与については面積要件が1.と同様、従来の50㎡以上から40㎡以上へと緩和されています。

他にも地方税まで広げるとまだまだ触れないといけないものもありますし、適用事例が極端に少ないと思われるものについては思い切って省略させていただくなど、今年の税制改正も盛りだくさんの内容となっていますので、興味のある方は一度今年の税制改正についてご覧になってはいかがでしょうか。

. 在宅勤務推進に係る取り組み

税制支援と費用負担基準について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛により、大企業を中心に在宅勤務(テレワーク)の導入が浸透しています。コロナ禍に関連した様々な措置が講じられてきましたが、ここでは、中小企業者限定の制度であるテレワーク等のための設備投資税制について取り上げるとともに、在宅勤務に必要な費用についての国税庁の基準についても紹介します。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業営業強化税制とは、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額10%の税額控除(資本金3,000万超1億円以下の法人は7%)が選択適用できるものです。これまで、生産性向上設備(A類型)、収益力強化設備(B類型)が対象になっておりましたが、新たにデジタル化設備(C類型)が対象に加わりました。

[対象設備]

デジタル設備とは、下記のいずれかに該当する投資計画を達成するために必要不可欠な設備です。

1. 遠隔操作

(1) デジタル技術を用いて、遠隔操作すること。

(2) 以下のいずれかを目的とすること。

(A) 事業を非対面で行うことができるようにすること。

(B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること。

2. 可視化

(1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと。

(2) (1)のデータが現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること。

(3) (1)により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。

「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技術等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

3. 自動制御化

(1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること。

(2) (1)の指令が現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること。

在宅勤務の非課税基準

在宅勤務を行う従業員に対し在宅勤務に必要な費用として在宅勤務手当を支給する企業も増えつつあります。国税庁は今年の1月15日付けで「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」を公表し、企業が従業員に当該手当を支給した場合や費用負担を行う場合の給与課税の有無について、その取扱いを明らかにしました。

FAQでは、企業が従業員に対し在宅勤務に必要な費用を支給する場合、その費用の実費相当額を精算する方法によるものであれば、従業員に対する給与として課税する必要はないとしました(一方、例えば企業が従業員に対し毎月5,000円を渡切りで支給するなど精算不要とするような場合については給与課税されます)。

また、その精算方法については、企業が従業員に仮払いした後、その費用に係る領収証等とともに従業員が精算する方法(超過分は企業へ返還)と、従業員が立替払いした後、その費用に係る領収証等とともに実費を精算する方法が考えられますが、事務用品費はともかく通信費や電気料金については、業務のために使用した部分を明確に算定するのは困難です。

FAQでは「インターネット接続に係る通信料(基本使用料やデータ通信料など)」のうち「業務のために使用した部分」として、例えば以下の【算式】により算出したものを企業が従業員に支給する場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えないとしています。

【算式】

業務のために使用した基本使用料や通信料等

$$= [\text{従業員が負担した1ヶ月の基本使用料や通信料等}] \times [\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数/該当月の日数}] \times 1/2$$

1日(24時間)のうち睡眠時間(平均8時間)(総務省統計局)を除いた時間(16時間)に占める労働時間(法定8時間)の割合

「電話料金」のうち「通話料」については通話明細書等により「業務のための通話に係る料金」が確認できるとしていますが、「基本使用料」や、「業務のための通話を頻繁に行う業務(営業担当等)に従事する従業員の通話料」については、上記【算式】により算出したものを「業務のための通話に係る料金」と

して支給する場合には給与課税されません。

次に、従業員が負担した「電気料金(基本料金・電気使用料)」のうち在宅勤務に要した部分を企業が支給する場合に、例えば次の【算式】のように床面積割合で算出したものを「業務のために使用した部分」として支給した場合には、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えないとしています。

【算式】

業務のために使用した基本料金や電気使用料

$$= [\text{従業員が負担した1ヶ月の基本料金や電気使用料}] \times [\text{業務のために使用した部屋の床面積/自宅の床面積}] \\ \times [\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数/該当月の日数}] \times 1/2 (\text{根拠は【算式】と同様})$$

上述したそれぞれの算式によらず、より精緻な方法で業務のために使用した金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、給与課税はされないとしています。いずれにしても企業としては、在宅勤務に係る費用について、定額で渡切り(精算不要)として給与課税されるか、上記の管理を行って業務使用部分を精算(非課税)するかの判断が求められます。

・事業再構築補助金

ポストコロナの新たなチャレンジ支援策

「コロナ」という言葉が出てきて早1年を迎えようとしています。当初は、インフルエンザと同じようにとらえていた方も多くここまで事業・経済に影響が出ようとは想像していませんでした。そこで今回は国の補助金で新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大を目指す企業・団体の新たな挑戦に対して支援する補助金のご紹介をいたします。

対象

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%(一部5%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3%(一部5%)以上増加の達成。
4. 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

補助額・補助率

- | | | |
|---------|----------------------|--------|
| 1. 中小企業 | 通常枠：補助額100万円～6,000万円 | 補助率2/3 |
| | 卒業枠：補助額6,000万円超～1億円 | 補助率2/3 |

卒業枠とは、400社限定で事業計画期間内に、組織再編、新規設備投資、グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

2. 中堅企業 通常枠：補助額100万円～8,000万円 補助率1/2 (4,000万円超は1/3)
 グローバルV字回復枠：補助額8,000万円超～1億円 補助率1/2

グローバルV字回復枠とは、100社限定で次の要件を満たす中堅企業向けの特別枠。

- (1)直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- (2)補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること。
- (3)グローバル展開を果たす事業であること。

補助対象経費（参考）

1. 主要経費

建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費

2. 関連経費

外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入にかかる経費）

研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）

リース費、クラウドサービス費、専門家経費

関連経費には上限が設けられる予定です。

補助対象外の経費（参考）

補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費

不動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費

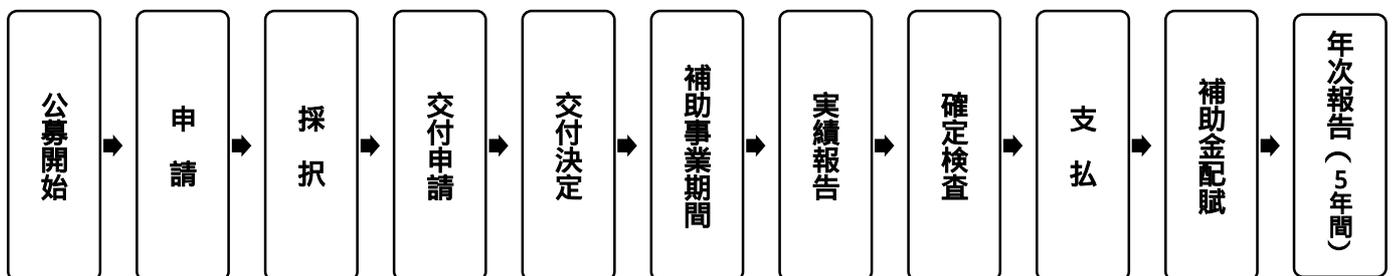
販売する商品の原材料費、消耗品費、水道光熱費、通信費

審査

補助金の審査は、事業計画をもとに行われます。事業計画は認定経営革新等支援機関と相談して作成する必要があります。又、3,000万円を超える案件は金融機関も参加して作成する必要があります。

審査項目については今後、募集要項に掲載予定です。

補助金支払いの流れ



最後に

申請すれば、すべて通るものではありません。審査を経たうえで採択されます。また、交付決定前に購入したものは対象外になりますのでご注意ください。交付後も状況確認が行われます。内容によっては一部返還請求がなされる場合もあります。よく認定経営革新等支援機関にご相談の上、取り組む必要があります。



今月のブックマーク

最近ではDX(デジタルトランスフォーメーション)という言葉をよく耳にします。これまでITとあまり縁の無かった業種業態も、ITと組み合わせることで爆発的にその市場が拡大することがあります。特に海外のぼっと出のIT企業が既存の日本市場を食い荒らす可能性が指摘され、経済産業省も警鐘を鳴らしています。ご自身のビジネスでもITを組み合わせることで業績が大きく向上する可能性も考えられますので、参考にしてください。

「経済産業省 METI DX」

https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/index.html

一時支援金のお知らせ

緊急事態宣言が発令されたことを受け、飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支給金」(一時支給金)が給付されます。

- 対象者：・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
 ・2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること。

給付額：2020年又は2019年の対象期間の合計売上 2021年の対象月の売上×3か月
 上限：中小法人等60万円 個人事業者30万円

申請受付期間：2021年3月8日(月)～5月31日(月)

登録確認機関での確認が必要です。 **TFG**は登録確認機関です。

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 藤本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

TFG 検索

起業・革新・ベンチャー支援・・・ **T&FG** Group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 藤本 清